

最低賃金制度の充実に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を秦野市議会会議規則第 14 条第 1 項により提出するものとする。

平成 24 年 6 月 28 日提出

提出者	秦野市議会議員	横	山むらさき
賛成者	同	古	木 勝 久
	同	木	村 眞 澄
	同	和	田 厚 行

提案理由

雇用環境が依然厳しい状況下、低賃金層が増大しているため、神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に実施し、フルタイム正規雇用労働者の賃金水準への接近を基本として、「生活できる最低賃金」となるよう適切な措置を講じることについて、国に意見書を提出するものであります。

最低賃金制度の充実に関する意見書

厳しい経済情勢等による新規卒業者を含めた正社員の採用の減少や、雇用形態の多様化を理由に進められた労働者の非正規化などで、非正規雇用労働者の増大とそれに伴う低賃金層が増大している。非正規雇用労働者が安心して安定した生活を営むためにも、最低賃金制度の果たす役割がますます大きくなっている。

賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットのひとつである最低賃金制度を有効に機能させるためにも、地域別最低賃金の改善や企業内最低賃金協定の締結拡大の推進、特定最低賃金による事業の公正競争の確保、均等・均衡待遇が重要な課題である。

したがって、国において、次の事項が実現されるよう要望するものである。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規雇用労働者の賃金水準への接近を基本に、非正規雇用労働者賃金の改定を図ること。

また、特定最低賃金の改定については、大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本に改定を図ること。

- 2 最低賃金の改定にあたっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。
- 3 最低賃金論議については、生活保護との整合性が明確にされたことから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図るとともに、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
様

秦野市議会議長 高橋 照雄